

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	12	府 省 庁 名	金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>（株）地域経済活性化支援機構（以下「当機構」という。）は、平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を受けて、事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図るため、同年3月に成立・施行した「株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）に基づき、（株）企業再生支援機構（以下「旧機構」という。）を抜本的に改組・機能拡充し、設立された組織である。なお、平成30年5月23日に「株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律」が公布・施行され、機構の支援・出資決定期限と業務完了期限がそれぞれ3年間延長された。その後、令和2年6月19日に「株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律」が公布・施行され、機構の支援・出資決定期限が令和8年3月末、業務完了期限が令和13年3月末にそれぞれ5年間延長された。</p> <p>機構設立に際して、前身である旧機構が平成20年度税制改正において措置された、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置（平成21年4月1日から26年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、事業税の資本割の課税標準となる「資本金等の額」を銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額（20億円）とする特例）については、当機構にも引き続き適用されることとなった。その後、平成26年度税制改正及び平成31年度税制改正においてそれぞれ5年間延長され、その適用期限は令和6年3月31日までとなっている。</p> <p>当該特例措置は、旧機構及び当機構ともに、その業務を遂行するためには十分な財務基盤を有していることが望ましく、多額の資本金が必要となるが、資本金の全額が法人事業税の外形標準課税の対象となった場合、資本割による多額の税負担が生じることになり、業務遂行のための財産基盤が損なわれるおそれがあることから、それを回避するために措置されたものである。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>当機構については、令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本金等の額を銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額（20億円）とする、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置が講ぜられており、本件は当該措置の延長（当機構の業務完了により解散するまでの期間（令和12年度まで））を要望するもの。</p>		
関係条文	地方税法第72条の12第2号、地方税法附則第9条第11項		
減収 見込額	[初年度]	—	(▲ 5 8)
	[平年度]	—	(▲ 5 8)
	[改正増減収額]	—	(単位：百万円)

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 当機構を通じて、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた事業者への支援等による、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化及び地域の信用秩序の基盤強化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 当機構がその業務を遂行するためには十分な財産基盤を有していることが望ましく、多額の資本金が必要となるが、資本金等の全額が法人事業税の外形標準課税の対象となった場合、資本割による多額の税負担が生じることになり、業務遂行のための財産基盤が損なわれるおそれがある。従って、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置（資本金等の額を銀行法施行令で定める銀行の最低資本金（20億円）とする、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置）を講じることにより、機構の税負担を軽減させることが不可欠である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ-2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
	政策の達成目標	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた事業者への支援等による、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化及び地域の信用秩序の基盤強化。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	当機構の業務完了により解散するまでの期間（令和6年度～12年度まで）
	同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ。
有効性	政策目標の達成状況	令和2年6月に当機構の支援・出資決定期限及び業務完了期限がそれぞれ5年間延長された後は、法改正の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた事業者に対して、事業者のニーズに応じて、事業再生支援や、地域金融機関と連携したファンドを通じた支援、特定支援等を進めているところであり、令和5年5月末時点で、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた事業者に対して、事業再生支援7件、ファンドを通じた支援21件、特定支援19件を行い、地域経済の活性化に一定の役割を果たしている。引き続き、新型コロナウイルス感染症等の影響が長期化する中で借入れが増加した事業者への支援により、地域経済の活性化に一層、取り組んでいくことが期待される。
	要望の措置の適用見込み	各年度58百万円の見込み。 (算出根拠) ① 特例措置適用前 資本金額 13,103,800,000円 × 税率(東京都) 0.525% = 68,794,950円 ② 特例措置適用後 資本金額 2,000,000,000円 × 税率(東京都) 0.525% = 10,500,000円 ①-②=58,294,950円
相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	当機構がその業務を遂行するに当たり、多額の資本割が課されれば、当機構の財産基盤が維持できなくなるおそれがあるため、当該特例措置を延長することが当機構の地域活性化支援業務の遂行上必要不可欠である。本措置を講じることにより、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた事業者への支援を円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	同一の目的であるほかの措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

	要望の措置の妥当性	<p>本措置を講じることにより、当機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減額され、財務基盤が維持される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資や補助金等で手当てするよりも執行コストが小さく妥当である。</p> <p>なお、東日本大震災事業者再生支援機構、整理回収機構などの公的な機構でも同様の措置が講じられている。</p>
税負担軽減措置等の適用実績	<ul style="list-style-type: none"> ・適用事業者の範囲：当該機構のみ ・減収額 <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度：128 百万円 平成 30 年度：127 百万円 令和元年度：58 百万円 令和 2 年度：58 百万円 令和 3 年度：36 百万円 	
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>課税標準額（資本金等の額）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度：11,103,800 千円 令和 2 年度：11,103,800 千円 令和 3 年度：6,965,360 千円 	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>本措置を講じることにより、当機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減額され、財務基盤が維持される。これにより、将来においても新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた事業者への支援を円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。</p>	
前回要望時の達成目標	<p>事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。</p>	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>令和 2 年 6 月に当機構の支援・出資決定期限及び業務完了期限がそれぞれ 5 年間延長された後は、法改正の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた事業者に対して、事業者のニーズに応じて、事業再生支援や、地域金融機関と連携したファンドを通じた支援、特定支援等を進めているところであり、令和 5 年 5 月末時点で、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた事業者に対して、事業再生支援 7 件、ファンドを通じた支援 21 件、特定支援 19 件を行い、地域経済の活性化に一定の役割を果たしている。引き続き、新型コロナウイルス感染症等の影響が長期化する中で借入れが増加した事業者への支援により、地域経済の活性化に一層、取り組んでいくことが期待される。</p>	
これまでの要望経緯	<p>旧機構の創設に際して、平成 20 年度税制改正要望において本措置を初めて要望し、26 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度分の事業税に関して、現行の特例措置が認められた（なお、平成 25 年度税制改正要望において、平成 25 年 3 月に改組した当機構にも引き続き適用されることになった）。</p> <p>平成 26 年度税制改正要望において、延長要望を行い、平成 31 年 3 月 31 日まで特例措置の延長が認められた。</p> <p>平成 31 年度税制改正要望において、再延長要望を行い、令和 6 年 3 月 31 日まで特例措置の延長が認められた。</p>	